

◎その他関係資料

○実測に基づく積算線量の推定値の分布図

（平成 24 年 3 月 11 日までの積算線量）

○放射線物質に係る関係法令について

○東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策
国による緊急環境モニタリング調査の実施（水環境・地下水環境）

○東日本大震災による自然公園施設の被災状況について

3. 実測に基づく積算線量の推定値の分布図 (平成24年3月11日までの積算線量)



放射性物質に係る関係法令について

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）

（放射性物質による大気の汚染等の防止）

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

（適用除外等）

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

（適用除外等）

第二十三条 この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）

（定義）

第二条 （略）

3 この法律において「特定有害物質」とは、カドミウム等その物質が農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質（放射性物質を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

（適用除外）

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃

油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

（適用除外等）

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第三項に規定する特定毒物
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

（定義等）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

（定義）

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

- 2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）

（定義）

第二条

2 （略）

- 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

○原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。
- 三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。
- 四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。
- 五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

（放射線による障害の防止措置）

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

○環境省設置法（平成十一年法律第百一号）

（所掌事務）

第四条

二十二 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（ホ、ヌ及びヲにあつては当該規制の実施、ヘにあつては当該整備に関する援助、チにあつては当該監視及び測定の実施、ルにあつては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあつては環境影響評価に関する審査）に関すること。

イ～ト （略）

チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定

リ～タ （略）

我が国の原子力安全規制等の法体系について

原子力基本法

●基本方針

- ・平和利用
- ・安全確保
- ・民主、自主
- ・公開

●原子力委員会及び原子力安全委員会の設置

●原子力開発機構の設置

- ・日本原子力研究開発機構

●核燃料物質、原子炉等の規制

●放射線障害の防止等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(略称「原子炉規制法」)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの規制が計画的に行われることを確保し、併せてこれらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して公共の安全を図るため製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業、核燃料物質等の使用並びに原子炉の設置及び運転に関して必要な規制等を行うほか、国際約束を実施するために、国際規制物質に関する必要な規制等を行うことを目的。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(略称「放射線障害防止法」)

放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

災害対策基本法

(万一の放射性物質大量放出等による被害に対する措置)

電気事業法

(発電用原子炉に係る規制)

道路運送車両法

(放射性物質の陸上輸送に係る規制)

船舶安全法

(原子力船に係る規制及び放射性物質等の海上輸送に係る規制)

航空法

(放射性物質の航空輸送に係る規制)

労働安全衛生法

(放射線業務に従事する労働者の安全確保に係る規制)

薬事法及び医療法

(放射性医薬品等に係る規制)

災害対策基本法

原子力災害対策特別措置法(略称「原災法」)

原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務性、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他について特別の措置を定めることにより原子炉等規制法、災害対策基本法その他の法律と相まって、原子力災害に対する対応の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的。

国際条約等

●多国間

- ・核兵器の不拡散に関する条約(NPT)に基づく日・IAEA保障措置協定
- ・核物質の防護に関する条約
- ・原子力事故の早期通報に関する条約
- ・原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

●2国間

- ・原子力協力協定[加、米、英、豪、仏、中]

東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策

概要:①アスベストの飛散防止

②被災した住民等のばく露防止と有する不安への対応

③大気濃度調査(モニタリング)による①と②の対策の確認と結果のフィードバック

飛散防止対策

- 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の普及啓発
- 廃石綿が混入した災害廃棄物の取扱いについて周知徹底(3月19日通知)
- ホームページ等によるアスベストに関するQ&A等の基礎知識の提供

住民等への普及啓発等

- 厚生労働省と連携して、(社)日本保安用品協会に対して、防じんマスク等の増産を要請(3月23日通知)。
- 防じんマスク等の無償配布及び着用・使用方法の普及啓発(4月5日通知)
- ホームページ等によるアスベストに関するQ&A等の基礎知識の提供【再掲】

結果のフィードバック

対策の確認

大気濃度調査(モニタリング)

- 地方公共団体、関係団体に対してアスベスト大気濃度調査に関する協力を要請(3月28日通知)
- 環境省と地方公共団体間で、アスベスト大気濃度調査の計画・実施等に関する情報共有体制の確立(4月8日通知)
- アスベスト大気濃度調査のための予備調査の実施による基礎情報の収集(4月13日～)
- 検討委員会で策定した計画に基づいて本格調査の実施(5月以降)

住民等の安全・安心の確保に向けて
アスベストの飛散・ばく露対策のより一層の推進

国による緊急環境モニタリング調査の実施(水環境・地下水環境)

甚大な被害を受けた5県について、工場・事業場等の損壊等に伴う有害物質の公共用水域、地下水への漏出等による二次災害を未然に防止するため、緊急に水質調査を実施。

○ 調査項目(予定)
水質・地下水の環境基準(健康項目)・ダイオキシン類環境基準を中心に、調査を実施。

○ 調査対象区域(予定)
青森県太平洋側～茨城県の沿岸域及びその海域における公共用水域、5県の地下水について、各300地点程度で調査を実施。



※具体的な調査項目、調査地点については、被害状況などを踏まえ、県等と調整の上、実施。

東日本大震災による自然公園施設の 被災状況について

〈陸中海岸国立公園 環境省直轄施設〉

○宮古姉ヶ崎集団施設地区（岩手県宮古市）

- ・園地内の海岸遊歩道、展望施設等が津波により流失。
- ・野営場（中の浜）は全施設が津波により流失。

※宿舎（休暇村陸中宮古）に大きな被害なし。

○浄土ヶ浜集団施設地区（岩手県宮古市）

- ・浄土ヶ浜ビジターセンターに大きな被害なし。

※岩手県施設（園路、トイレ等）、宮古市施設（休憩所、レストハウス等）は津波により損傷。

○気仙沼大島集団施設地区（岩手県大船渡市）

- ・園地（田中浜）の海岸遊歩道、休憩所、トイレ等は津波により損傷。
- ・園地（若木浜）の遊歩道、休憩所等は津波により損傷。
- ・くぐなりはま十八鳴浜展望台の遊歩道は落石や陥没等あり。

※宿舎（休暇村気仙沼大島）に大きな被害なし



宮古姉ヶ崎集団施設地区(野営場)



気仙沼大島集団施設地区(休憩所)

陸中海岸国立公園被災状況

岩手県宮古市 浄土ヶ浜（4月7日撮影）



- ・ 浄土ヶ島等の景観資源への影響はない。
- ・ 被災当初はごみが散乱していたが、地元ボランティアにより既に片隅に整理された。



- ・ 浜の背後の道路、レストハウス、トイレ、標識等の利用施設は被災。
- ・ レストハウス（写真中央）の躯体は残存、2階まで被災。基礎以外が全て流出した施設もある。
- ・ 高台にあるビジターセンター、観光船ターミナルビルなどの施設は被災なし。

岩手県大船渡市 碁石海岸（3月19日撮影）



- ・穴通磯の地形は被災なし。
- ・周囲に小規模の油流出が認められたが、その後拡散し消失しつつある。



- ・碁石海岸の浜の碁石は流出することなく残存し、景観資源への影響はない。
- ・堰堤、道路等が被災したほか、大量のがれき、ごみが発生。

